石巻市監査委員告示第8号

平成25年5月14日付け石巻市監査委員告示第7号で公表した病院局の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき別紙のとおり公表する。

平成25年6月18日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 森 山 行 輝

石巻市監査委員 柴山耕一殿

石巻市監査委員 矢川昌宏殿

石巻市監査委員 森山 行輝 殿

石巻市長 亀 山 紘

監査結果に係る措置について(通知)

平成25年5月14日付け24石監第31号で指摘があったこのことについて、地方自治法 第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果(指摘事項)

措置(改善・検討)状況

病院局石巻市立病院

【支出一般】

1 不適正な支出について

単価契約に基づく検査業務委託料及び 医薬品購入代金の支払において、請求単 価が契約単価と異なるにもかかわらず、 支払が行われていた。

これは、請求書の内容が適正であるか どうかの確認を怠ったことが原因である が、請求書を受理した際は、必ず請求内 容を確認し、適正な支出を行われたい。

病院局石巻市立牡鹿病院

【収入事務】

未収金に係る事務において、次のとおり 不適正な事務処理が見受けられたので、確 実な未収金管理及び収納率向上の観点か ら、適正に処理されたい。

また、未収金に係る事務処理が病院間で 統一されていないので、病院間の連携を図 り、適正な事務処理を行われたい。

(1) 診療費等の納期限について

診療後、一部負担金を窓口で支払できなかった患者に対する納入に関する告知を口頭のみで対応していたが、納期限については、その後の督促に特別な意味を持つので、納期限を明確に示した上で文書により納入の通知を行うこと。

(2) 督促の方法について

未納者に対しては、再度来院した際 や電話で随時、納入の催促をしている とのことであったが、文書での督促は 請求内容の確認を適確に行うため、関連 するシステムとの連携を図る等、チェック 体制の見直しを行いました。

なお、過払いとなっていた検査業務委託 料については、返還手続きをとりました。

対象者名簿、通知文書の作成や会計シス テム利用を検討し、患者一部負担金にかか る適正な未収金管理を行います。

納期限を明確にした文書による通知を行います。

文書による督促を行います。

していなかった。

診療料金は私債権であり、地方自治 法上、督促を文書で行うことが明文化 された規定はないが、時効中断の効力 を有するなど法的に重要な意味を持 つものであり、後日の紛争を避けるた めにも、納期限を定めて必ず文書で督 促を行うこと。

(3) 処理経過の記録について

未納者に対して電話等により納入 の催促を行った場合、その記録を月日 程度のメモで残しているとのことで あったが、未納者の住所や電話番号、 電話催促を行った日時、担当者名や内 容等を記入するなど、処理経過を記録 する台帳を備えておく必要性がある。

(4) 過年度未収金(平成23年度分)について

平成23年度に収入したB型肝炎予防接種委託料103,299円について、調定が二重に起票されており、未収金が実態より多く計上されていたので、関係書類の精査・整理を行い、適正な事務処理及び適切な未収金の管理を行うこと。

【契約事務】

1不適正な見積合わせについて

自家用電気工作物保安管理業務委託契約において、見積書提出依頼又は仕様書では、委託料の支払時期について、特に条件を示していないにもかかわらず、一方の業者は、見積金額が前金払を条件として5%割引している旨を記載した見積者を、もう一方の業者は、見積金額が前金払を条件としてい

早急に台帳を作成の上、経過把握を行うようにします。

財務会計システムにおける調定処理と請求簿(手書)相互の確認の徹底により、適切な管理に努めます。

見積書提出依頼時において、仕様書等に より条件を明示し、公平性の確保を図りま す。 る旨を記載した見積書を提出し、その結果、 前者が最低価格者となり、同業者と前金払 を条件に契約を締結していた。

本件においては、偶然にも両者が前金払を前提に見積書を提出し、結果としては、公平性が保たれたことになったのかもしれないが、仕様書等であらかじめ示していない条件も考慮し最低価格者を決定したことになり、見積合わせに参加した業者間で不公平な見積合わせになった可能性がある極めて不適切な事務であったといわざるを得ない。

よって、仕様書等において示す条件について精査されるとともに、公平かつ適正な見積合わせの確保について十分留意されるよう求めるものである。

【財産管理事務】

1 行政財産目的外使用料算定誤りについて

自動販売機設置に係る行政財産目的外 使用料について、使用面積が 0.75 ㎡であ るにもかかわらず、0.72 ㎡として使用料 を算出し、過少に徴収していた。

これは、算定の際に、前年度までに設置されていた自動販売機の面積を用いたことが誤りの原因であるが、申請内容と算定式との照合を行い、適正な使用料を算出されたい。

確認作業を分担するなどの工夫により、 誤りを防ぐように努めます。

なお、未徴収分については既に収納して います。